



## 会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第19号の発行に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてから、農業委員会の活動に関しまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

曾於市農業委員会では、昨年、任期満了に伴う委員の改選が行われ、新たに選任された農業委員19人と農地利用最適化推進委員19人による新体制がスタートしました。

また、私自身も引き続き会長として再任していただき、農業委員会一丸となって、これまで以上に使命を果たしていく所存でございます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化による後継者や担い手不足、自然災害等により、遊休農地の発生やそれに伴う農作物の鳥獣被害が増加していることに加え、エネルギー価格をはじめ肥料、飼料等の価格が高騰し、大変厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、国は、農地関連法等を改正し、令和5年4月から支援対象をこれまでの認定農業者等に加え幅広く多様な経営体も位置づけたほか、農地取得に係る下限面積要件の撤廃等、大きな方向転換を行いました。そして市町村は、各地域において話し合いを進めながら、地域内の農地を1筆ごとに誰が耕作するのか明確化し、10年後に目指す地域の農地利用を示した「地域計画（目標地図）」を策定することとなり、農業委員会は、アンケートや個別訪問により農業者の意向を踏まえた目標地図の素案作成の役割を担うこととなりました。

このほか、所有者不明土地の解消に向けて、令和6年4月から相続登記の申請が義務化され、令和7年4月からは、農地の売買・貸借の方法が従来の基盤法（農業経営基盤強化促進法）での貸借・所有権移転は廃止となり、農地法とバンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）によるものとなります。

また、今年の通常国会において、食料安全保障の強化などに向けて食料・農業・農村基本法の改正案及び関連法案が審議され、今後の農政の展開方向が示される見通しです。

本市農業委員会では、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などに加え、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化活動を継続し、こうした変化の中で新たな農業の展開を支え、地域資源を最大限に活用した持続可能な農業の実現に向けて皆様と共に取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。